

Endurance team Moscow S-tai Challenge 会員規約

第1章 総則

第1条(名称)

この会は、「EMSC(以下「クラブ」という)」と称する。

第2条(目的)

このクラブは、モータースポーツに関する活動を行い、その活動を通じ、会員相互の親睦を図り、また技術の向上に資することを目的とする。

第3条(活動)

このクラブは、前条の目的のため、次の各号に定める活動を行う。

- (1)各種競技会への参戦
- (2)練習会・競技会等のイベント主催および運営
- (3)役員が定めた活動
- (4)第12条に基づく総会にて決議された活動

第2章 入会および会員

第4条(入会)

会員として入会しようとする者は、役員会にその旨を書面(電子的記録を含むものとする。以下本規約において同じ)にて申し出、役員会の決議を得なければならない。

第5条(会費等)

- 1)クラブの会費は、無料とする。
- 2)クラブが第3条に定める活動を行う場合、クラブは当該活動に参加する会員から、別途定める金品を收受できるものとする。

第6条(会員の権利)

会員は、次の各号に定める権利を有するものとする。

- (1)SNSを含む各種媒体にて、クラブの会員であることを称する権利
- (2)第3条第2項の活動を行う権利
- (3)優先的にイベントないし競技に参加する権利

第7条(会員の義務)

会員は、次の各号に定める義務を遵守し、信義誠実に活動しなければならない。

- (1)クラブが定める媒体に掲載される会員一覧に、自らのプロフィールを記す義務
- (2)円滑なクラブ運営に協力する義務
- (3)第5条第2項に定める金品を、別途定める期日までに支払う義務

第7条の2(SNS等の利用に際しての遵守事項)

- (1)会員は、SNS等でみだりに他者を攻撃し、騒乱を起こす行為等をしてはならない。
- (2)会員は、違法行為等社会倫理に反する行為を行ってはならない。

第7条の3(秘密保持義務)

- 1)会員は、他の会員(以下、「開示者」という)が秘密と公示して開示した情報および他の会員の個人情報(以下、総称して「秘密情報」という)を、厳に秘密として保持し、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報として扱わない。
- (1)取得した時に、既に公知または公用となっていた情報
 - (2)取得した後に、取得者の責によることなく公知または公用となった情報
 - (3)取得する以前に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (4)取得する以前に既に知得していた情報
- 2)会員は、秘密情報をクラブにおける活動以外の目的に使用してはならない。
- 3)会員は、秘密情報を合理的に必要な範囲を超えて複写または複製してはならない。
- 4)会員は、開示者または役員から秘密情報の返還または破棄を請求された場合、速やかに当該請求に従い、秘密情報を請求者に返還または破棄するものとする。この定めに基づき秘密情報を破棄した場合、請求者にその旨を書面にて通知するものとする。
- 5)秘密情報の複写物および複製物は、秘密情報として取り扱うものとする。

第8条(退会)

- 1)会員は、クラブを退会しようとする場合、役員会に書面にてその旨を申し出るものとする。
- 2)会員が、次の各号の一に該当したときは、当該会員は退会したものとみなす。
 - (1)本人が死亡したとき。
 - (2)事前の通知なく、6か月以上音信不通となったとき。
- 3)会員が、次の各号の一に該当したときは、役員会は当該会員を退会させることができるものとする。ただし、当該違反が軽微な場合や、合理的な努力によっても忌避できないと認めるべき相応の事由がある場合は、この限りではない。
 - (1)本規則に違反した場合
 - (2)第3条の活動にあたり、当然に遵守すべき事項(施設の規則等)に違反した場合
 - (3)他の会員の健全な活動を妨害した場合
 - (4)クラブの品位を棄損する行為等を行った場合
 - (5)他団体への勧誘・引き抜き行為を行った場合
 - (6)役員会または総会にて退会が相当と認められた場合

第3章 組織

第9条(役員)

- 1)このクラブに次の役員を置く。なお役員は、会員としても扱う。
 - (1)代 表 1名
 - (2)副代表 2名
 - (3)監査役 1名
- 2)前項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3)役員の任期は、3年とする。ただし、再任は妨げられず、また役員の任期の3か月前までに、第13条に定める総会にて、役員交代の決議がなされない場合、その任期を自動的に3年間延長するものとする。

第10条(役員の職務)

- 1)代表は、この会を代表し、その活動を統括する。
- 2)副代表は、代表を補佐し、これに事故・欠席その他さしつかえのある時は、その職務を代行する。

3)監査役は、クラブの業務ならびに代表および副代表の職務の遂行を監査する。

第11条(役員会)

- 1)このクラブの役員会は、役員をもって構成する。
- 2)役員会は、役員会が有する議決権総数の過半数をもって、クラブの活動・運営その他に関する事項を決議することができる。ただしの場合、代表の議決権を2とし、副代表および監査役の議決権を1とする。

第12条(総会)

- 1)このクラブの総会は、会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、役員会が総会の開催を決議したときまたは会員の3分の1が必要と認めるときは、いつでも臨時に開催できるものとする。
- 2)総会の議長は、代表がつとめるものとし、これにさしつかえのあるときは、副代表がつとめるものとする。
- 3)総会は、会員の過半数をもって、クラブの活動・運営その他に関する事項を決議することができる。ただし、次の各号の一に該当する事項については、会員の3分の2より多い賛成をもって決議しなければならない。
 - (1)役員の解任
 - (2)第8条第3項第6号に定める事項

第13条(役員会の拒否権)

- 1)役員会は、役員の3分の2以上の賛成をもって、総会の決議を拒否することができる。
- 2)前項に基づき総会決議が役員会に拒否された場合、当該決議につき総会を開催し、再度審議する。当該総会にて3分の2を超える賛成があった場合、当該事項はクラブにおいて最終的に決議されるものとする。

第14条(議事録)

- 1)役員会および総会の議事については、議事録を作成する。
- 2)会員は役員会に対し、合理的な理由のもと役員会の議事録の開示を請求できる。

第4章 一般条項

第15条(誓約)

会員は、次の各号に定める事項を誓約する。

- (1)暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、カルト宗教等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの(以下、総称して「反社会的勢力等」という)に該当しないこと
- (2)反社会的勢力等に実質的に支配されていないこと
- (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力等を利用していると認められる関係を有しないこと
- (4)反社会的勢力等に対し資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていないこと
- (5)勧誘、演説行為その他反社会的勢力等に関する活動を行わないこと
- (6)その他、反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有さないこと

第16条(本規約の改正等)

本規約は、役員会の決議によってのみ改正されるものとし、会員に公示されることによりその効力を発するものとする。

第17条(協議事項)

本規約に定めのない事項は、別途役員会または総会が定める規則によるものとし、当該規則に定めのない事項または本規約の解釈に疑義の生じた事項ならびに会員間の紛争は、役員会および会員が誠意をもって協議し、解決するものとする。

以 上